

福島県立医科大学大学院医学研究科の学位論文評価基準

(平成29年6月27日医学研究科長制定)

一部改正 令和元年12月18日

(目的)

第1条 この規程は、福島県立医科大学学位規程第6条、第7条及び第16条の規定に基づき、福島県立医科大学（以下「本学」という。）の学位論文の審査に関する評価基準を定めることを目的とする。

(学位論文の評価基準)

第2条 本学の学位論文評価基準は、大学院医学研究科における学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、次のとおり定める。

1 医学専攻（博士課程）

(1) 論文内容

- ア 論文及び発表内容は、論理的に展開されており、理解しやすく構成されている。
- イ 先行研究を踏まえた先駆的かつ国際的に通用する独創的な内容である。
- ウ 研究方法とデータ解析は、適切かつ正確である。
- エ 学術的意義を有するとともに発展性があり、かつ社会に貢献する内容である。
- オ 研究倫理を遵守して行われている。

(2) 口述試験

- ア 専門分野に関する高度の専門的知識・能力を修得しており、研究成果や研究課題について、適切な表現で理解しやすく発表出来ている。
- イ 審査委員からの質問内容を的確に理解し、専門分野における高度な専門性と深い学識に裏付けされた適切な回答がなされている。

2 医科学専攻（修士課程）

- (1) 論文及び発表内容は、論理的に展開されている。
- (2) 研究方法及びデータ解析は、適切かつ正確である。
- (3) 研究成果は、地域社会に貢献できるものである。
- (4) 研究倫理を遵守して行われている。

3 災害・被ばく医療科学共同専攻（修士課程）

- (1) 論文及び発表内容は、論理的に展開されている。
- (2) 研究方法及びデータ解析は、適切かつ正確である。
- (3) 災害・被ばく医療学を基盤にした研究内容である。
- (4) 研究成果は、地域社会又は国際社会に貢献できるものである。
- (5) 研究倫理を遵守して行われている。

附 則

この評価基準は、平成29年6月27日から施行する。

附 則

この評価基準は、令和2年4月1日から施行する。